

植物検疫くん蒸作業主任者専門講習実施要綱（令和5年9月25日付け5消安第3556号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(講習の科目等)</p> <p>第3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 植物防疫所長は、専門講習の科目中「植物検疫くん蒸の実務に関する知識」については、受講者から提出された植物検疫くん蒸作業主任者専門講習受講申込書（別記様式1。以下「受講申込書」という。）に記載された専門課程のみを受講させるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(受講手続等)</p> <p>第6 植物防疫所長は、専門講習を受講しようとする者に対し、<u>専門講習を開始しようとする日の1か月前までに</u>、受講申込書を植物防疫所に提出させるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(修了試験の合格基準)</p> <p>第9 修了試験の合格基準は、別表2に定めるところによるものとする。</p> <p><u>2 修了試験の合格の認定は、試験を行った専門課程ごとに行うものとする。</u></p>	<p>(講習の科目等)</p> <p>第3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 植物防疫所長は、専門講習の科目中「植物検疫くん蒸の実務に関する知識」については、受講者から提出された植物検疫くん蒸作業主任者専門講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）に記載された専門課程のみを受講させるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(受講手続等)</p> <p>第6 植物防疫所長は、専門講習を受講しようとする者に対し、<u>講習期間の1か月前までに</u>、受講申込書（別記様式1）を植物防疫所に提出させるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(修了試験の合格基準)</p> <p>第9 修了試験の合格基準は、別表2に定めるところによるものとする。</p> <p>(新設)</p>

(講習修了証の有効期限)

第13 講習修了証の有効期限は、専門課程ごとにそれぞれ交付(第11による再交付を除く。)をした年の翌年から3年間とする。

別表2 (第9関係)

試験の方法	講習の科目等	合格基準
(略)	1 (略)	<u>筆記試験のうち表中欄に掲げる各科目、実技試験及び口述試験の得点が、それぞれ50%以上であり、かつこれらの合計得点が70%以上であること。なお、各専門課程については、専門課程ごとに得点率を計り、合否を判定するものとする。</u>
	2 (略)	
	3 (略)	
(略)	4 植物検疫くん蒸の実務に関する知識のうちガス検定器等の操作及び実物鑑定	ただし、既に専門講習を修了している者にあつては、 <u>新たに</u> 受講した専門課程についての筆記試験、実技試験及び口述試験の得点がそれぞれ50%以上であり、かつ、これらの合計得点が70%以上であること。
(略)	5 (略)	

(注) (略)

(講習修了証の有効期限)

第13 講習修了証の有効期限は、専門課程ごとにそれぞれ交付(第12による再交付を除く。)をした年の翌年から3年間とする。

別表2 (第9関係)

試験の方法	講習の科目等	合格基準
(略)	1 (略)	筆記試験、実技試験及び口述試験の得点が、それぞれ50%以上であり、かつこれらの合計得点が70%以上であること。 ただし、既に専門講習を修了している者にあつては、受講した専門課程についての筆記試験、実技試験及び口述試験の得点がそれぞれ50%以上であり、かつ、これらの合計得点が70%以上であること。
	2 (略)	
	3 (略)	
(略)	4 植物検疫くん蒸の実務に関する知識のうちがガス検定器等の操作及び実物鑑定	
(略)	5 (略)	

(注) (略)

別記様式1 (第3関係)

植物検疫くん蒸作業主任者専門講習受講申込書

年 月 日

植物防疫(事務)所長 殿

申込者 氏 名

年度		受付番号 No.
(ふりがな) 氏 名		年 月 日生
住 所		
所属事業所名		
事 業 所 連 絡 先		
事業所所在地		
経 験 年 数		
受 講 希 望 専 門 課 程	本船、はしけ、サイロ、倉庫、木材天幕、青酸ガス、 燐化アルミニウム	
既 修 了 専 門 課 程	本船、はしけ、サイロ、倉庫、木材天幕、青酸ガス、 燐化アルミニウム	

別記様式1 (第6関係)

植物検疫くん蒸作業主任者専門講習受講申込書

年 月 日

植物防疫(事務)所長 殿

申込者 氏 名

年度		受付番号 No.
(ふりがな) 氏 名		年 月 日生
住 所		
所属事業所名		
事 業 所 電 話 番 号		
事業所所在地		
経 験 年 数		
受 講 希 望 専 門 課 程	本船、はしけ、サイロ、倉庫、木材天幕、青酸ガス、 燐化アルミニウム	
既 修 了 専 門 課 程	本船、はしけ、サイロ、倉庫、木材天幕、青酸ガス、 燐化アルミニウム	

技能講習修了 の有無	有 ・ 無 ・ 修了見込み (年 月受講予定)	技能講習修了 の有無	有 ・ 無 ・ 修了見込み (年 月受講予定)
(注) (略)		(注) (略)	

附 則

この通知は、令和7年7月29日から施行する。